

令和8年度税制改正 所得税

～特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設等～

令和8年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設

- (1) 居住者等が、暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている一定の暗号資産などに限ります。以下「特定暗号資産」といいます。）の譲渡（暗号資産取引業者への売委託により行うもの又は暗号資産取引業者に対するものに限ります。）をした場合におけるその特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等」といいます。）については、20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。
- (2) 特定暗号資産の上記(1)の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額については、一定の要件の下で、翌年以後3年間にわたり、各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能となりました。

《適用時期》

上記の改正は、居住者等が適用開始日以後に行う特定暗号資産の上記(1)の譲渡について適用されます。

～参考～

譲渡所得に関する改正

- (1) 総合課税の対象となる譲渡所得の金額は、短期譲渡所得、長期譲渡所得及び暗号資産（営利を目的として継続的に暗号資産の譲渡が行われる場合におけるその暗号資産を除きます。以下「譲渡所得の基因となる暗号資産」といいます。）の譲渡による所得に係る譲渡益を基に算出することとされました。

（注） 譲渡所得の基因となる暗号資産については、その譲渡益から譲渡所得の特別控除額を控除しないとともに、総所得金額の計算における長期譲渡所得に係る譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額を2分の1とする措置は適用しないこととされています。

- (2) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に係る規定の対象に「譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する場合」が加えられ、譲渡所得の基因となる暗号資産の取得費の計算の基礎となる期末暗号資産の価額は、総平均法又は移動平均法により評価した金額とすることとされました。

- (3) 譲渡所得の基因となる暗号資産の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととされました。

《適用時期》

上記の改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年5月1日現在未成立）の施行の日の属する年の翌年1月1日（以下「適用開始日」といいます。）の属する年分以後の所得税について適用され、適用開始日の属する年分前の所得税については、従前のとおりとなります。